

らぶりカード会員規約

第1条（会員）

女性専用カード「らぶり」会員（以下「会員」といいます。）とは、本規約を承認のうえ、株式会社セディナ（以下「会社」といいます。）に入会を申し込み、会社が入会を認めた方をいいます。なお、カード利用契約は、当社が利用可能枠の設定の通知をした時に成立し、入会を認めた時に遡って効果が発生するものとします。

第2条（カードの発行及び有効期限）

- (1) 会社は会員に対してカードを発行し、貸与します。なお、カードの所有権は会社に帰属します。
- (2) 会員は、カードの署名欄に自署し、また他人に暗証番号を知られ、カードが使用されることのないよう善良なる管理者の注意をもってカードを使用・保管するものとします。
- (3) カードは、会員のみが利用でき、他人に貸与、譲渡、質入れ等の担保に供することはできません。
- (4) (2) (3)に違反してカードが使用された場合、その利用代金の支払いは会員の責任とします。
- (5) カードの有効期限は会員になった日より3年間とし、期間満了日までに会社又は会員から何らの申出が無いときは、更に3年間自動更新するものとし、以降も同様とします。ただし、会員は、初回更新及び前回更新時以降に利用のない場合、若しくは会社の途上審査により取引の継続が承認されなかった時点で自動的に会員資格を失い、退会したものとされることに異議ないものとします。
- (6) カードの有効期限内におけるカード利用による支払いについては、有効期限経過後といえども本規約を適用するものとします。
- (7) カードは、原則として再発行いたしません。ただし、紛失、盗難、毀損、滅失等で会社が認めた場合に限り再発行するものとします。

第3条（暗証番号）

- (1) 会員は、入会申込み時に暗証番号（4桁の数字）を会社へ届出るものとします。ただし、届出がない場合には会社所定の方法により登録することをあらかじめ承諾するものとします。
- (2) 暗証番号は、他人に容易に推測されない4桁の数字（生年月日・電話番号・自宅住所番地等以外）の組み合わせをお届出いただくものとし、他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。なお、会社が不適切な暗証番号と判断した場合は、会社所定の方法により暗証番号を変更させていただく場合があります。
- (3) 暗証番号は他人に知られないよう十分注意するものとし、会員の故意または重大な過失により他人に知られたことにより生じた損害については会員の負担になります。

第4条（借入れ及び融資方法）

会員は、次の要領により有効期限、利用可能枠の範囲で、1万円単位で繰り返しカードを利用して融資（以下「ローン」といいます。）を受けることができます。ローン利用の際に会社に提出する書類はあり

ません。

- ①会員が会社指定の現金自動預払機その他の機械（以下「ATM等」といいます。）にて暗証番号を入力する等の手続きをして行う方法。
- ②会員が電話・インターネット等により、会社所定の窓口へ申し込み、会社が本人の申込みであることを確認して行う方法。
- ③融資の方法は、会員指定口座（返済口座）への振込み又は会社指定のATM等による融資のいずれかとなります。
- ④その他会員が会社所定の手続きをして行う方法。

第5条（カードの利用可能枠）

- (1)カードの利用可能枠は、会社が定めるものとし、会員に通知するものとし、ただし、会社が必要と認めた場合は、いつでもカード利用可能枠を増減できるものとし、変更の際には、会員に対し通知するものとし、なお、通知書到達後会員がカードを利用したときは、会員は、変更内容を承認したものとします。
- (2)前項の定めにかかわらず、会員が以下のいずれかに該当した場合、その他会社が必要と認める場合には、特段の通知なくカード利用可能枠を減額できるものとし、
 - ①会員が会社に対する債務の履行を怠ったとき
 - ②会員のカード利用状況及び信用状況等に応じて、審査のうえ会社が必要と認めるとき
 - ③会社が定める本人確認手続きが完了しないとき
- (3)会員は、会社が承認した場合を除き、利用可能枠を超えてカードを使用してはならないものとします。会社の承認を得ずに利用可能枠を超えてカードを使用した場合は、会社は会員に対し、利用可能枠を超えて使用した金額の一括払いを請求することができるものとします。
- (4)会員は、会社又は会社の提携会社から複数枚のカードの貸与を受けた場合のカード利用可能枠は、会員が保有するカード利用可能枠の合計額ではなく、会社が別に定める金額とすることを承諾するものとします。

第6条（利率及び利息計算方法）

- (1)本ローンの約定利率は利用可能枠に応じて年7.80%～18.00%とします。なお、適用利率はカード送付時に通知した利率とします。
ただし、金融情勢等の変動により会社の判断で利率を変更することができるものとします。この場合、会社は変更後の利率を会員に通知するものとし、通知時以降の利用については改定後の利率が適用されることに異議ないものとします。
- (2)利息は利用残高に対する日割計算方法とし、毎月の締切日における利用残高に対して、前回支払日の翌日から次回支払日までの利息を1年365日の日割で計算（ただし、閏年は1年を366日とします。以下同じ。）するものとします。ただし、前回支払日以後、新規に融資実行した場合は、融資実行日の翌日から支払日までの期間の利息を1年365日の日割で計算するものとします。なお、約定利息が当初

定めた毎月支払額を超えたときは、超過した金額を併せてお支払いいただくものとします。

第7条（支払方法）

(1) 支払方法は一括払い、元利込定額リボルビング払いのうちから会員がカード利用時に指定した方法により支払うものとします。毎月の支払額・利息は次の通りです。

①一括払い：会員は、利用額及び利用額に対し、利用日の翌日から支払日までを年7.80%～18.00%で日割計算（1年を365日とします。ただし、閏年は1年を366日とします。以下同じ。）した金額の利息をお支払いいただきます。

②元利込定額リボルビング払い：支払額は、利用可能枠に応じて下表記載の支払額以上の金額で、会社が承認した額とします（ただし、入会時期により異なります。）。会員は、申込書に記載した支払額が、下記の支払基準表に定めた毎月の支払額を下回る場合には、会員の支払額は、下記支払基準に記載の各利用可能枠に対応する毎月の支払額となり、会員はこれを承諾するものとします。会員の申し込んだ利用可能枠が会社の審査等によって引き下げられた場合、及び設定された利用可能枠がその後の利用状況等により引き下げられた場合においても、会員の月々の支払額の変更はしないものとします。ただし、会社・会員間においても、別途合意が成立した場合はこの限りでないものとします。その支払額には、前回支払日の翌日から支払日までを年7.80%～18.00%の日割計算（1年を365日とします。ただし、閏年は1年を366日とします。以下同じ。）により、算出した利息を含みます。初回支払分については利用日の翌日から支払日までを年7.80%～18.00%で日割計算した金額の利息をお支払いいただきます。また、当該利用残高に利息を加算した額が支払額未満になった場合は、その債務全額をお支払いいただきます。

利用可能枠

100,000円以下

100,001円以上200,000円以下

200,001円以上300,000円以下

300,001円以上400,000円以下

400,001円以上500,000円以下

500,001円以上600,000円以下

600,001円以上700,000円以下

毎月の支払額

5,000円以上

10,000円以上

12,000円以上

13,000円以上

14,000円以上

17,000円以上

20,000円以上

利用可能枠

700,001円以上800,000円以下

800,001円以上1,000,000円以下

1,000,001円以上1,500,000円以下

1,500,001円以上2,000,000円以下

2,000,001円以上2,500,000円以下

2,500,001円以上3,000,000円以下

毎月の支払額

22,000円以上

27,000円以上

35,000円以上

45,000円以上

55,000円以上

65,000円以上

*一括払いの支払期間・支払回数は、1ヵ月・1回

*リボルビング払いの支払期間・支払回数は、利用残高及び支払方式に応じ、お支払元金と利息を完済するまでの支払期間・支払回数となります。なお、利用可能枠の範囲内で繰り返し借り入れる場合には、利用残高が変動するため、支払期間・支払回数も変更となります。

(例) 利用可能枠 50 万円・実質年率 18.00%・リボルビング払いで 1 月 2 日に 50 万円を利用し、約定通りの返済の場合

- ・返済期間・回数 4 年 5 ヶ月・53 回
- ・返済金合計額 734,034 円

(2)返済日は毎月 6 日、毎月 26 日のうちから会員がカード入会申込時に指定した日とします。

①返済日が毎月 6 日の場合、毎月 10 日までの融資実行分について翌月 6 日にお支払いいただきます。

②返済日が毎月 26 日の場合、毎月末日までの融資実行分について翌月 26 日にお支払いいただきます。

第 8 条 (カード利用による返済金等の充当順位)

会員の返済した金額が本規約及びその他の契約に基づき会社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、会社は、原則として、次の各号の順序によりこれらの債務に充当することができます。

- ①カードご利用日の古いものを優先。
- ②①が同じ場合は、カードキャッシングの利息を比べ高い方を優先。

第9条（返済期日前の返済についての特約）

会員は振り込み等で早期完済ができる場合があります。なお、会員が約定支払金の支払いを履行している場合で、途中で残金全額を一括して支払うときは、残元金と貸付利率により日割り計算された一括支払日までの手数料を頂きます。

第10条（公租公課・費用等の負担）

- (1)カードの利用又は本規約に基づく費用・手数料に関して課される消費税法に定める消費税その他の公租公課は、会員の負担とします。なお、会員は、消費税法その他法定の税率に変更があった場合は、変更後の税率による消費税その他の公租公課を負担します。
- (2)カードの利用・支払金等の支払い、カードの返却、会社所定の届出及び問い合わせその他本規約に基づいて要する全ての費用（金融機関への振込手数料及び再振込手数料、当社指定場所への持参手数料、郵送料及び電話料金等）は、会員の負担とします。なお、会員に対する債権の取り立てに要した費用ならびに法的措置に要した費用は、退会後といえどもすべて会員が負担するものとします。
- (3)会社は会員に対し、会員の要請により会社が行う事務の費用として次の各号のものを法令に定める範囲内で会員に請求することができるものとします。
 - ①カードの再発行手数料
 - ②会員に交付された書面の再発行手数料
- (4)改正貸金業法4条施行日以降、会員が金銭の受領又は弁済のためにATM等を利用したときは、会社は会員に対し、法令の範囲内で会社が別途定める利用料を請求することができるものとします。

第11条（カードの紛失、盗難）

- (1)会員がカードを紛失し、又は盗難にあったときは、速やかに会社に連絡し、最寄りの警察署又は交番にその旨を届けるとともに、会社所定の届出書を会社宛に提出するものとします。
- (2)（1）の手續をされたことにより、会社への届出日より溯って60日前以降に生じた不正使用による損害について、会社又は保険等にて損害を負担するものとします。
- (3)ただし、下記に掲げる損害については、会社又は保険等による負担の対象とならず、全額会員の負担となります。
 - ①会員の故意又は重大な過失に起因する損害
 - ②会員の家族・同居人による不正利用に起因する損害
 - ③戦争・地震等による著しい秩序の混乱に乗じてなされた盗難・紛失に起因する損害
 - ④会員が（1）の届出を怠ったり、カードを他人に譲渡又は貸与する等、会員規約違反に起因する損害。

第12条（期限の利益の喪失）

(1) 会員は、次の各号のいずれかの事由に該当したときは、当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額をお支払いいただきます。

- ① 支払いを1回でも又は一部でも怠ったとき（ただし、改正貸金業法4条施行前の利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有します。）
- ② 仮差押、差押、若しくは競売の申請又は破産その他債務整理のための法的手続きの開始申立てがあったとき、債務整理（任意整理を含む。）を開始する旨を会社に通知したとき
- ③ 公租公課を滞納して督促を受けたとき、又は保全差押があったとき
- ④ 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、又は一般の支払いを停止したとき
- ⑤ 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯罪収益移転防止法」という。）に基づく本人確認書類の提示・提出等がなされない場合において、会社が会員に対し本人確認書類の提示・提出等を求めたにもかかわらず、所定の期日までにその提示・提出等がないとき
- ⑥ 会員が現に有効な運転免許証の交付を受けている場合において、会社が会員に対し運転免許証の番号を届出するよう求めたにもかかわらず、所定の期日までにその届出がないとき

(2) 会員が、会社との他の契約に基づき支払うべき債務の履行を1回でも遅滞したときは当然に期限の利益を失い、直ちに本カード利用による債務の全額をお支払いいただきます。

(3) 会員は、次の各号のいずれかの事由に該当したときは、会社の請求により期限の利益を失い、直ちに債務の全額をお支払いいただきます。

- ① 本規約上の義務（ただし、(1)に規定する場合を除く。）に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき
- ② カードを提示し、商品の購入、又は役務の提供を受けるなど本規約の目的外に利用したとき
- ③ その他会員の信用状態が悪化したとき

(4) 会員は、第13条(2)の規定により会員資格を取り消されたときは、会社の請求により期限の利益を失い、直ちに債務の全額をお支払いいただきます。

第13条（退会及び会員資格の取消と利用の一時停止）

(1) 会員の都合により退会するときは、会社あてにその旨の届出を行うものとし、同時にカードを返却するか、カードを切断して破棄するものとします。ただし、会社への届出に加え、未払債務を完済したときをもって退会したものとします。

(2) 会員が次の各号のいずれかに該当した場合、会社は会員に通知することなく、カードの利用停止又は会員の資格を取り消すことがあります。この場合、会社は会社指定のATM等を通じてカードの回収を行うことができます。

- ① 入会時に氏名、住所、勤務先等について虚偽の申告をした場合
- ② 本規約のいずれかに違反した場合
- ③ 会員が会社との他の契約に基づき支払うべき債務の履行を遅滞した場合
- ④ 第12条(1)(2)及び(3)に該当する場合

- ⑤信用情報機関の情報内容又は情報件数等により、会員の信用状況が著しく悪化し又は悪化のおそれがあると会社が判断した場合
 - ⑥カード利用状況が適当でないと会社が判断した場合
 - ⑦住所変更の届出を怠る等、会員の責に帰すべき理由により会員の所在が不明となり、会社が会員への通知連絡について不能と判断した場合
 - ⑧会社所定の時期に会員資格の見直しを行い、その結果、引き続き会員として適当と認められない場合
 - ⑨貸付残高が存在しない期間が3年以上継続した場合
 - ⑩会員が死亡した場合又は会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡があった場合
 - ⑪法令等の定めにより、会社が貸付を停止する義務を負う場合
 - ⑫会員が暴力団員、暴力団関係企業関係者、総会屋その他反社会的勢力であることを会社が知った場合
 - ⑬会員が自ら又は第三者を利用して暴力的若しくは不当な要求行為をし、又は偽計若しくは威力を用いて会社の業務を妨害し若しくは信用を毀損した場合
 - ⑭前各号に類する事由が生じた場合その他会社が会員として不適格と判断した場合
- (3) (2)に該当し、会社がカードの返却を求めたときは、会員はすみやかにカードを返却するものとします。

第14条（連絡先に関する承諾及び届出事項の変更）

- (1) 会社が会員に連絡する場合、会員が会社に届出た（申込書に記載する方法、口頭による方法、(2)に基づくもの等がありますが、その方法を問いません。）電話番号等に連絡されても異議ないものとします。ただし、連絡をする方法として他に合理的な方法があると会社が判断できた場合はこの限りではありません。
- (2) 会員が会社に届出た氏名、住所、勤務先（連絡先）、代金決済口座等に変更が生じた場合は、遅滞なく会社及び会社の指定する金融機関に所定の届出用紙により届出るものとします。ただし、会社が適当と認めた場合には、会社への電話での連絡により届出ることもできます。
- (3) (2)の届出がないために会社からの通知又は送付書類その他のものが延着し、又は到着しなかった場合には通常到達すべきときに会員に到着したものとみなします。ただし、(2)の届出を行わなかったことについてやむを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。

第15条（遅延損害金）

会員は、本規約に基づく債務の履行を遅滞したときは、当該支払金等に対し支払期日の翌日から完済日に至るまで、また期限の利益を喪失したときは、本規約に基づく債務の残額（元金分）に対し、期限の利益喪失日の翌日から完済の日に至るまで各々、年 20.00%（1年を365日とする日割計算。ただし、閏年は1年を366日とします。）を乗じた額の遅延損害金を付加して支払うものとします。また、この場合、弁済すべき金額について当該金額の支払いがなされた場合でも会社が認めるまでカードの利用ができないものとします。

第16条（承諾事項）

会員は、会員資格を取り消された場合、CD、ATM 等の故障等会社の責めに帰すべからざる事由により融資が受けられなかった場合（融資の遅延を含む。）、又は都合により本規約に定める融資制度が中止された場合、会社に対して損害賠償の請求ができないことをあらかじめ承諾するものとします。

第 17 条（規約の変更）

- (1) 本規約を変更する場合は、会社はあらかじめ会員に変更事項を通知するものとします。なお、変更内容を通知又は新会員規約を送付した後に会員がカードを利用したとき、又は通知後異議なく 2 週間を経過したときは、会員は変更内容を承認したものとみなします。
- (2) 本規約の変更事項が軽微である場合は、会社ホームページでの公表をもって、会員への通知に代えることがあります。

第 18 条（準拠法）

会員と会社との諸契約に関する準拠法はすべて日本法が適用されるものとします。

第 19 条（合意管轄裁判所）

会員は、本規約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、会社の本社、各支店、営業所を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第 20 条（収入証明書等について）

- (1) 会社は、会員の支払能力調査のため必要と認めた場合には、直近の源泉徴収票・給与支払明細書・納税通知書・確定申告書・課税証明書・年金通知書等のいずれかの提出、及び収入の聞き取り調査等ができ、会員はこれに応じるものとします。
- (2) 改正貸金業法 4 条施行に伴い、配偶者と併せた年収の 3 分の 1 以下のカード利用可能枠の設定を受けた会員（配偶者の同意があるときに限る。）は、会社が必要と認めるときは、配偶者の同意書、源泉徴収票等の書類の提出に協力するものとします。

第 21 条（カードキャッシング利用時及びお支払時の書面の交付）

- (1) 会員は、会社が認めた日より、会社が貸金業法第 17 条第 1 項及び貸金業法第 18 条第 1 項の書面に代えて、一定期間における貸付け及び弁済その他の取引状況を記載した書面を郵送その他当社所定の方法により交付すること、貸付けの際に記載事項を簡素化した書面を交付することについて、あらかじめ承諾するものとします。
- (2) 会員が希望する場合、前項に定める貸付け及び弁済その他の取引状況を記載した書面を電磁的方法により提供するものとします。
- (3) 貸金業法第 17 条第 1 項の規定により交付する書面又は同第 6 項で規定する書面に記載する返済期間、返済回数、返済期日又は返済金額は、当該書面に記載する利用の後に行われる追加利用・繰上返済等により変動することがあります。

第 22 条（サービス機能の特約）

- (1) 会員は、カードに付加されたサービス機能を利用できるものとします。キャッシング機能以外のサービス機能については、サービス提供会社の責任において、サービスを提供するものとします。このサービス機能の提供について、会員とトラブルが発生した場合はサービス提供会社との間で解決するものとし、会社は何ら責任を負わないものとします。
- (2) 会社は、会員に対し通知することなく会員特典及びサービス機能を終了、中止又は変更できるものとし、会員は予めその旨を承認するものとします。なお、第 13 条に該当した場合はサービス機能も同時に消滅することに異議がないものとします。

[問合せ・相談窓口]

1. 商品等についてのお問合せ・ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。
2. 本規約・カードサービスについてのお問合せ・ご相談については下記までお尋ねください。

株式会社セディナ 登録番号 東海財務局長（9）第00166号

■個人情報に関するお問合せ

<お客様満足推進部> 〒460-8670 名古屋市中区丸の内 3-23-20 桜通 MID ビル

* お電話はアンサーセンターがお取り次ぎします。

■上記以外のお問合せ

<アンサーセンター> フリーダイヤル 0120-086-315 携帯電話からのご利用は TEL 052-300-1515

* 電話番号はお間違いのないようおかけください。